



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付の通報（畜産課）…………… 1
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課）…………… 1

**公 告**

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）…………… 2

**監査委員事項**

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づき講じた措置の通知に係る事項の公表…………… 2

**海区漁業調整委員会事項**

- 漁業法に基づく指示事項…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第244号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があった。

令和5年6月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11366629508	種畜の飼養者の住所及び名称の変更	沖縄県八重山郡竹富町字上原10番地115 平良功一	沖縄県八重山郡竹富町字上原870番地 有限会社住吉牧場

### 沖縄県告示第245号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年6月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 沖縄市知花地内及び八重島地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年12月7日から令和5年5月10日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量・水準測量）

### 沖縄県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年6月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市全域

- 2 公共測量を実施した期間 令和5年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（デジタル撮影）

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和5年6月20日から同年10月20日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。

令和5年6月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー西原シティ 西原町字嘉手苺130番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名 新中糖産業株式会社 西原町字小那覇628番地
  - 1 代表取締役 上原周夫
- 3 届出年月日 令和5年5月15日
- 4 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
    - 変更前 次の表のとおり
    - 変更後 次の表のとおり
  - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - 変更前 次の表のとおり
    - 変更後 次の表のとおり

（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 次の表のとおり
 

（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び西原町建設部産業観光課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第6号

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和5年3月23日付け教総第1496号で沖縄県教育委員会教育長から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和5年6月20日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

## 海区漁業調整委員会事項

**沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号**

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年6月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(採捕の制限)

第1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ（以下「ウミガメ」という。）を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 養殖の用に供しようとする者
- (3) 漁業の目的で採捕しようとする者
- (4) その他特に必要と認められる者

(承認申請)

第2 ウミガメ採捕の承認を受けようとする者は、ウミガメ採捕承認申請書（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第1号様式、第1の第3号に規定する者は第2号様式）を、委員会に提出しなければならない。

(承認の有効期間)

第3 承認の有効期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1の第3号に規定する者 漁期（8月1日からその翌年の5月31日までをいう。以下同じ。）の期間内
- (2) 前号に規定する以外の者 1年以内

(採捕頭数)

第4 沖縄海区における漁期中の採捕割当頭数は、タイマイ28頭、アオウミガメ205頭、アカウミガメ6頭とする。ただし、第1の第1号及び第4号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合は、この限りでない。

(大きさの制限)

第5 第1の第2号又は第3号に規定する者が委員会のウミガメ採捕の承認を受けた場合にあっては、腹甲長30センチメートルから60センチメートルまでの大きさのウミガメ以外を採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第6 第1のただし書の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第7 委員会は、第1のただし書の規定によりウミガメの採捕の承認をしたとき、若しくは第6の規定により承認内容の変更をしたとき、又は第8の規定により申請があったときは、ウミガメ採捕承認証（第1の第1号、第2号又は第4号に規定する者は第4号様式、第1の第3号に規定する者は第5号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の再交付)

第8 承認を受けた者が、承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくウミガメ採捕承認証再交付申請書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の携帯)

第9 承認を受けた者が、ウミガメを採捕するときは、承認証を携帯しなければならない。

(廃止届書の提出)

第10 承認を受けた者が、ウミガメの採捕を廃止したときは、ウミガメ採捕廃止届書（第7号様式）に承認証を添付して委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第11 承認を受けた者は、採捕承認期間終了日、承認頭数到達日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ウミガメ採捕報告書（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

第12 承認を受けた者は、第11の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該方法により報告を行う者は、第11に規定する採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

第13 何人も第1のただし書の承認を受けずに採捕されたウミガメ（当該ウミガメの剥製その他の標本を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

(用途変更)

第14 承認を受けた者が、採捕したウミガメを別の用途に供しようとするときは、あらかじめウミガメ採捕承認用途変更申請書（第9号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、令和5年7月1日から令和8年6月30日までとする。

(承認の追認)

第16 令和2年沖縄海区漁業調整委員会指示2第3号の指示に基づく承認は、その承認証に記載された期日まで本指示により承認を受けたものとみなす。

第1号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（試験研究、養殖、その他用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名：
  - (2) 漁船登録番号：
  - (3) 総トン数：
  - (4) 所有者氏名：
- 7 用途
- 8 計画内容

第2号様式（第2関係）

ウミガメ採捕承認申請書（漁業用）

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づくウミガメの採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するウミガメの種類及び数量

2 採捕区域  
 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで  
 4 主な採捕の方法  
 5 使用する船舶  
 (1) 船名：  
 (2) 漁船登録番号：  
 (3) 総トン数：  
 (4) 所有者氏名：  
 6 陸揚港

第3号様式（第6関係）

ウミガメ採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づくウミガメの採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

1 承認番号  
 2 変更理由  
 3 変更事項

項目	変更前	変更後

第4号様式（第7関係）

承認番号 沖調K第 号

ウミガメ採捕承認証

住所  
氏名

1 採捕するウミガメの種類及び数量  
 2 採捕区域  
 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで  
 4 採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名  
 5 使用する船舶  
 (1) 船名：  
 (2) 漁船登録番号：  
 (3) 総トン数：  
 6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで  
 7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長

印

第5号様式（第7関係）

承認番号 沖調K第 号 ウミガメ採捕承認証 住所 氏名
1 採捕するウミガメの種類及び数量 2 採捕区域 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 使用する船舶 (1) 船名： (2) 漁船登録番号： (3) 総トン数： 5 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 制限又は条件
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 印

第6号様式（第8関係）

ウミガメ採捕承認証再交付申請書 年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 住所 氏名 沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づくウミガメの採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。 記 1 承認番号 2 亡失又は毀損した年月日 年 月 日 3 亡失又は毀損した理由
---

第7号様式（第10関係）

ウミガメ採捕廃止届書 年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 住所 氏名 沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕を廃止したので下記のとおり届け出ます。 記 1 承認番号 2 廃止年月日 年 月 日 3 廃止理由 4 添付書類 ウミガメ採捕承認証（別添）
--

第8号様式（第11関係）

ウミガメ採捕報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づくウミガメの採捕の承認について、ウミガメの採捕状況を下記のとおり報告します。

記

1 承認番号

2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 主な採捕場所

4 主な採捕方法

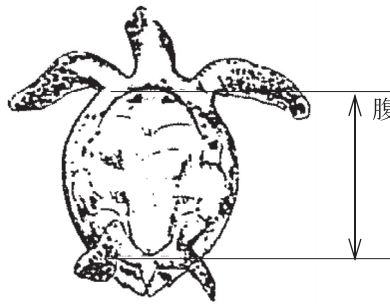
5 採捕状況 別紙のとおり  
(試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

別紙（第8号様式関係）

ウミガメの採捕状況 氏名（ ）

採捕日	ウミガメの種類	大きさ	重さ	用途	販売先	金額
月 日		cm	kg			円

① 大きさ欄には、腹側の甲羅の長さ（下図参照）を記入すること。  
 ② 用途欄には、試験研究、食用、はく製、展示等を記入すること。  
 ③ 販売先欄には、販売先の名称（漁協名、料理店名、施設名等）を記入すること。



↑ 腹側の甲羅の長さ ↓

第9号様式（第14関係）

ウミガメ採捕承認用途変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号第14に基づき、ウミガメの用途を変更したいので下記のとおり

り申請します。

記

- |   |                      |      |   |
|---|----------------------|------|---|
| 1 | 用途 変更前               | 変更後  |   |
| 2 | 用途を変更しようとするウミガメの承認番号 | 沖調K第 | 号 |
| 3 | ウミガメの種類と頭数           |      |   |

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
---	---





県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 包括外部監査の結果に基づき講じた 措置について

－平成29年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査指摘	<p>【沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金・沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金】</p> <p>償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。</p>	<p>監査結果を踏まえ、本規則に沿った事務執行を行っている。</p>	<p>教育委員会教育支援課</p>
監査指摘	<p>【沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金・沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金】</p> <p>本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。</p>	<p>「期限の利益喪失」の規定は、履行期限を遵守しない場合等に残金を一括請求できるというものであるが、本貸付金は卒業すれば返還が免除されることから、返済を前提とする一般的な貸付債権とは違いがある。また、経済的理由で修学を断念することなく卒業を奨励するという趣旨に鑑み、貸付に際し、被貸与者の心理的なハードルを下げ、活用しやすいものとする必要があると考える。</p> <p>監査結果を踏まえつつ、新たに貸与後の事務手続をまとめた資料を作成して被貸与者に配布しており、被貸与者は必要な手続・手順を予め把握することが可能となっている。また、各学校においても、返還事由が生じた際には速やかに対応できるよう、定期的に被貸与者の学業・就労・生活状況の把握を行っている。</p>	<p>教育委員会教育支援課</p>
監査意見	<p>【沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金・沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金】</p> <p>借用証書、返還明細書の作成時期について、貸与の決定ないし貸付の実施後すみやかに作成する制度への改善を検討すべきである。</p>	<p>本貸付金は被貸与者が卒業すれば返還を免除されるという仕組みになっているが、返還事由が生じた際には、速やかに返還に係る措置をとることは重要である。</p> <p>監査意見を踏まえつつ、本制度の趣旨に鑑み、貸与決定時に借用証書等の様式を予め周知するとともに、各学校において、生徒の退学時には修学奨励金の貸与状況を確認している。また、貸与後の事務手続をまとめた資料を作成し、被貸与者に周知している。</p> <p>これらの対応により、現行制度においても、各学校で対象者の把握を行うとともに、被貸与者が現在の借用状況や今後必要となる手続・手順等を予め把握することが可能となっており、借用証書等の作成が困難になるといった事態を未然に</p>	<p>教育委員会教育支援課</p>

	防いでいる。	
--	--------	--

－令和3年度包括外部監査報告に係る分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	<p>【沖縄県立名護青少年の家】 再委託承認手続について、「再委託の適正化に係る通知」に従って適切に実施されたい。</p>	<p>令和4年4月1日以降に再委託した業務について、「再委託の適正化について（通知）」（平成27年2月16日付け総財第1242号。総務部財政課長発出。）に従い、再委託の承認を行った。</p>	教育委員会生涯学習振興課
監査意見	<p>【沖縄県立名護青少年の家】 「沖縄県立名護青少年の家 管理運営に関する基本協定書」における月例実績報告書の提出期日について、運用指針等に従い適切な提出期日を設定されたい。</p>	<p>「沖縄県立名護青少年の家 管理運営に関する基本協定書」における月例実績報告書の提出期限は、指定管理者募集時の業務仕様書に基づき翌月15日と設定されたものである。 次期指定管理者募集に係る業務仕様書（令和4年8月）においては、月例実績報告書の提出期日を運用方針等に従い翌月10日とした。 指定管理者の指定後に締結する協定書においても運用方針等及び業務仕様書に従い提出期限を設定した。</p>	教育委員会生涯学習振興課

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074